

からだがよろこぶデリ利用促進キャンペーン業務プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

からだがよろこぶデリ利用促進キャンペーン業務

(2) 目的

本事業は、新潟県独自の基準を満たした惣菜や弁当の中食「からだがよろこぶデリ」の利用促進と、適塩を基本に主食・主菜・副菜をそろえたバランスのとれた食事について普及啓発を図ることを目的として実施する。

この要領は、からだがよろこぶデリ利用促進キャンペーン事業を委託するにあたり、契約候補者を公募制プロポーザル方式によって選定するために必要な事項を定めるものである。

(3) 業務内容

別紙「委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

2 見積限度額

4,600千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 資格要件

次の掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 新潟県内に事業所（本社、支社、営業所等）を有する者であること。
- (2) これまでに同様の業務に関する実績があるなど、確実な履行が見込まれること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

4 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

別紙様式1「参加申込書」を提出すること。

申込み期限：令和8年5月7日（木）17時15分（必着）

申込み先：11 担当課（問合せ先）と同じ

方法：持参、郵送又は電子メール

※持参の場合は業務時間内（土日祝日を除く 8 時 30 分～12 時 00 分及び 13 時 00 分～17 時 15 分）とすること。

※郵送、電子メールの場合は提出期限必着とし、提出先あてに電話で到着確認を行うこと。

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、5 月 11 日（月）までに提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

5 募集要領の内容についての質問の受け付け及び回答

(1) 質問の受け付け

期限：令和 8 年 4 月 17 日（金）17 時 15 分（必着）

受付場所：11 担当課（問合せ先）と同じ

方法：持参、郵送又は電子メール（別紙様式 2 を提出すること）

(2) 質問の回答について

期日：令和 8 年 4 月 24 日（金）に新潟県ホームページに掲載する。

※なお、質問に対する回答は、募集要領及び仕様書等の追加又は修正と見なす。

6 提案書の作成要領

各 10 部（正本 1 部、副本 9 部）を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書

(ア) 「委託仕様書」を踏まえ、以下の項目について記載すること。

① キャンペーンの実施計画（企画のコンセプトとともに、PDCA サイクルに基づいた具体的な実施計画を記載すること。）

② 広報宣伝及び普及啓発用媒体の内容案、イメージ、目的及び期待される効果

③ 事業実施スケジュール（周知期間を含めた全体スケジュールを記載すること）

④ 実施体制（担当部署及び責任者を記載。なお、業務の一部を第三者に再委託する場合は、当該第三者の名称、担当部署及び責任者を記載すること。）

(イ) 提案書は、A 4 版縦、横書き、左綴じとし、表紙に「からだがよろこぶデリ利用促進キャンペーン業務委託提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。なお、文字サイズは 10.5 ポイント以上とすること。

(ウ) 参加者は、1 つの提案しか行うことができない。

(エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

イ 別紙様式 3 「会社概要」

ウ 別紙様式 4 「類似業務実績一覧表」

エ 見積書

見積の総額及び内訳について、作成し、代表社員を押印すること（様式任意）。

(2) 提出期限等

期限：令和8年5月18日（月）17時15分（必着）

提出先：11 担当課（問合せ先）に同じ

方法：持参又は郵送

(3) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

7 審査の実施

(1) 審査方法

(3) に定める評価基準に基づき、からだがよろこぶデリ利用促進キャンペーン業務受託候補者審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が、提出された提案書及び審査委員会の結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

(2) 審査委員会の概要

ア 実施日

令和8年5月28日（木）

※当日の時間及び場所については、プレゼンテーションを行うものに対し、別途通知する。

イ 説明時間

30分以内

※説明時間20分及び質疑応答10分とする。

ウ 説明方法

提出した企画提案書により行うこと。それ以外の資料等の使用は認めない。

パソコンやプロジェクターは使用しない。

(3) 審査基準

審査項目	審査の視点	配点
企画提案	・キャンペーンの目的と期待する効果を理解した方針（コンセプト）内容か。	10
	・実施方法は、ターゲットにとって分かりやすく、多くの人に参加してもらえる内容か。	15
	・ターゲットに対して、店頭でキャンペーンが認知され、商品の利用につながる仕掛けが提案されているか。	20
	・けんこう time 推進店が取り組みやすく、参加するメリットを感じられる内容か。	5
広報宣伝の効果	・ターゲットに対して十分な周知効果が図られる広報を提案しているか。	10
	・広報全般として、野菜摂取量増加を切り口に「からだがよろこぶデリ」の利用促進につながる内容を提案しているか。	15
	・仕事や家事、育児に忙しい時などに「からだがよろこぶデリ」を利用することで家事時間の短縮につながる内容を提案しているか。	10

実施体制	・提案内容を実施できるスタッフを確保できているか。	5
	・キャンペーン実施までのスケジュール及び実施期間中のスケジュールは適当か。	
事業実績	・過去に類似事業に取り組んだ実績があり、今回の業務を実施する上で豊富な経験を有しているか。	5
費用対効果	・提案内容と見積額を比較考量し、費用対効果が期待できるか。	5
計		100

8 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに対して6月2日（火）までに文書で通知する。

9 スケジュール

令和8年4月13日（月）	募集開始
令和8年4月17日（金）	質問書提出期限
令和8年4月24日（金）	質問に対する回答
令和8年5月7日（木）	参加申込書等提出期限
令和8年5月11日（月）	提案資格の確認結果の通知
令和8年5月18日（月）	提案書等提出期限
令和8年5月20日（水）	審査委員会の時間及び会場の通知
令和8年5月28日（木）	審査委員会の実施
令和8年6月2日（火）	審査結果の通知
令和8年6月中旬	委託契約

10 契約の締結

県は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。（契約書の作成要）ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行ったものと協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

11 担当課（問合せ先）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
 新潟県福祉保健部健康づくり支援課健康立県推進班 担当：中川、室橋
 電話番号 025-280-5198
 E-Mail ngt040240@pref.niigata.lg.jp

12 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。

(3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。

(4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。

(5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式5「参加申込辞退書」を提出すること。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者。

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に提案書を提出した者